

岡山県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例 【条 例】 ○ 岡山県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例 ○ 公布した条例の解説 【解 説】		目 次		岡山県公報
		議会事務局議事課	総務学事課	発行 岡山県
				
				目 次
				担当課（室）

岡山県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第七十七号

岡山県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

岡山県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和五十七年岡山県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「五十五人」を「五十四人」に改める。

第二条の表中「八人」を「九人」に、

津山市	津山市、 苫田郡鏡野町並びに勝田郡勝央町及び 奈義町の区域	四人
勝田郡		
苫田郡		
を		

津山市	津山市、 苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町及び 奈義町並びに久米郡久米南町及び美咲 町の区域	五人
久米郡		
勝田郡		
に、		

笠岡市の区域	二人	を
--------	----	---

笠岡市の区域	一人	に、
--------	----	----

備前市及び和気郡和気町の区域	二人	を
----------------	----	---

備前市及び和気郡和気町の区域	一人	に、
----------------	----	----

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に岡山県議会の議員の職にある者に係る選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、その任期が終わるまでの間に限り、なお従前の例による。

浅 浅 口 口 郡 市		久 浅 浅 米 口 口 郡 郡 市	
浅口市及び浅口郡里庄町の区域		浅口市及び浅口郡里庄町の区域	
一人		一人	

に改める。

を

(解 説)

◎ 岡山県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例について

令和七年国勢調査の結果等に鑑み、岡山県議会の議員の選挙区の区域を改めるとともに、当該選挙区において選挙すべき議員の数を改めるものである。